

Title	フリードリッヒ・マイネッケ著、矢田俊隆訳『世界市民主義と国民国家I：ドイツ国民国家発生の研究』
Sub Title	F. Meinecke, Weltbürgertum und Nationalstaat, Studien zur Genesis des deutschen Nationalstaates
Author	多田, 真鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.12 (1968. 12) ,p.115- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19681215-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

フリードリッヒ・マイネッケ著

矢田俊隆 訳

『世界市民主義と国民国家Ⅰ』

——ドイツ国民国家発生の研究——

ここにあらためて紹介するまでもなく、本書はフリードリッヒ・マイネッケの三大著述のうちの最初の一つである。「世界市民主義と国民国家——ドイツ国民国家発生の研究——」の邦訳である。この著作については同じく矢田俊隆教授によつて、今を去る二十五年前に第一部が邦訳せられ、斯学を志す研究者の多くは裨益されてきたのであるが、このたび最新の第七版（一九二八年版）を底本として訳出されたものが本書である。訳者の矢田教授によれば、「まず第一に、旧訳は本書の第六版（一九二〇）を底本としたために、そのあとで出た最新の第七版にくらべて、種々の点で不十分であつた。第七版は、第六版にくらべて、本文にもかなりの文章が加筆され——この点は、マイネッケが自分で意識している以上である——、そのうえ、注においては、おびただしい数の重要な増補が行なわれている。……一年あまり全力をかたむけて旧訳書を徹底的に再検討したうえ、あらた

に第七版を底本にして、まず第一部の改訳を完成することができた。したがつてこの訳書は、すつかり面目を一新した、むしろ新訳ともいふべきものであり、旧訳の誤りはできるかぎり訂正し、表現も平明な現代調にあらため、日本語として読みやすいことを、まず心がけた。ものであるといわれているが、言葉のとおり表現も現代調であり当用漢字やかなづかいにも改められて戦後の国語教育をうけた学生諸君に対してもマイネッケの歴史感覚や政治思想を伝えるのに適切な新訳であると考えられる。

マイネッケ史学の全容を伝える三大著述は、ここに邦訳された「世界市民主義と国民国家」、第一次世界大戦中に公刊された「近世史における国家理性の理念」および「歴史主義の成立」であり、この三大著作に関して、マイネッケ史学の継承者の一人であるヴァルター・ホーファーは次のように述べている。

「マイネッケはマキアヴェルリの政治理論・政治哲学をくまなく検討した。そしてやがてあるとき、倫理と政治との関係が彼の関心の前景に現われ得ることになる。しかし「権力の魔力」がようやく彼に意識されるようになったのは、第一次世界大戦中のことであつた。「国家理性の理念」はこの戦争体験なしには考えられないのである。けれども、この書の発展史的な中心思想は戦争前の時代に発している。それはつまり個体の理念であるが、この理念は、マイネッケの『世界市民主義と国民国家』に関する最初の理念史的大著において、すでに近代的歴史意識の核心をなすものとして認められているのである。したがつて、マイネッケの理念史的大著の三部作は

おのずから一つの根本的なテーマに還元されることになる。この三部作のそれぞれは、あたかもある古典的な交響楽——現代ドイツの歴史記述における唯一の歴史的・政治的・哲学的な思索と探究の交響楽——の一楽章であるかにも思われる。けれども、たとえいかにテーマ的には同根の統一的なものと思われるにしても、それぞれの労作を支配している気分はまったく異なる。ほとんど華麗なまでに燦然と光り輝き、楽観的な生への期待に支えられているのが第一の労作『世界市民主義と国民国家』であり、悲劇的でしかも英雄的、不協和音にみちながらしかも自己主張の意志にあふれているのが第二の労作『国家理性の理念』、澄みきつた、いや死の前の光にも似た光明をたたえた老年の智慧の労作、そしてそこには不可知論と諦念の色合をもまじえている、それが第三の労作『歴史主義の成立』である。しかし、これらすべての労作は、たんにドイツの歴史記述における完成された学問的・言語芸術的業績であるのみではなく、歴史的な生を理解せんとする強靱な精神の戦いの表現なのであり、ドイツ現代史の三つの異なる発展段階の一個の卓越せる精神における表現でもあるのである。(Die Idee der Staatsräson in der neueren Geschichte, von Friedrich Meinecke, München, 1957, 刊行者の序文、邦訳二—三頁参照) といっているが、このホフアーの言葉はマイネッケ史学の真髓を正に適切に評しているものといえよう。

しからば、フランツ・シュナーベルによつて「歴史的方法の貴重な洗練と歴史的認識の比類なき深化」と評され、ベネデット・クローチュエによつて「これは現代の哲学であり、これこそ新しい哲学と

歴史記述の一時期の幕を開いたものである。」といわせしめたマイネッケ史学の独特な方法、彼の特殊歴史的方法とはいかなるものであつたか。われわれはそれを彼自身の「世界市民主義と国民国家」の第二版(一九一一年)の序言において知ることができる。すなわち、「本書は、次のような信念にもとづいている。ドイツの歴史研究は、その方法的作業の貴重な伝統を放棄することなしに、しかもまた、国家生活・文化生活のもろもろの重要な力とともに自由に活動し、またそれらの力と自由に接触するまでに、高められなくてはならない。ドイツの歴史研究は、自己の固有の本質と目的をそこなうことなしに、もつと勇敢に、哲学と政治にゆあみしてもよいのである。それどころか、それは、普遍的であると同時に国民的であることによつてはじめて、自己の固有の本質を發展させることができるのだ、という信念に。」といっているが、この短いマイネッケの歴史的方法に関する提言は、まさに歴史学界における画期的な事件であつたといえよう。

ホフアーは「事実その新しい方法によつてマイネッケの狙っている点は二つある。それは、理念史が一般史の不可欠の構成部分であることを実地に検証してみせることであり、同時にまた歴史叙述を哲学さらに政治と接触させることによつて新たに実り豊かなものにする、そして歴史叙述をその専門的・実証主義的傾向のために陥つていたギルド的な停滞性から救い上げることなのである。根本的にはこの問題は、まさしくマイネッケ自身がかつて「ヨーロッパ精神史の根源的問題」と名づけたもの、すなわち理念と現実の

兩者を結びつけることにはかならない。」(前掲書四頁)といつてゐる。マイネッケ自ら「物語的な歴史学から問題史的な歴史学への転回」と晩年の回想において称したこの歴史学方法的転回は、今日においてもなおその意義は失われていないのみか、ひきつづき重要な問題提起をわれわれに投げかけているものといえよう。矢田教授は訳者の「あとがき」において、「現在の時点で本書を通読するとき、われわれは、依然としてふかい感銘と教訓をうけることを否定することができない。特にわたしは、本書が現在のわれわれにあたえる教訓として、次の二点をあげたいと思う。第一は、歴史研究における、ふかい意味での総合的把握の必要である。最近の——ことに現代史にかんする——おびただしい史料の出現や専門的研究領域の細分化は、社会の進展にともなう当然の現象であり、個々の分野で、マイネッケの時代にくらべて、たちがいにきめ、のこまかい成果を生みだしていることは、事実である。しかしその反面、最近の学界のいわゆるメリットシステムにわざわいされて、時には新奇をてらうだけで根の浅い末梢的な研究にかたむきやすい弊害がみられるし、またそうでなくとも、各分野のおびただしい精緻な研究成果を結びつけて、統合的な歴史像を構築する仕事は、いつたいたれの手に委ねられているのであろうか。」(三五六頁)といわれている。まさしくこの問題は、歴史学界における重大関心事であるのみでなく、政治学、経済学等の社会科学界においても新たな課題として再検討すべき問題であるように思われる。

近年の政治学研究の状況を一瞥してみると、専門的研究領域の細

分化と、個々の領域の精密化は、往時においては想像もしえないほど徹底化されつつあるのであるが、極端な科学主義の結果、徹底的になりすぎて、政治学の全体像を画き出すことが不可能な状況を呈しているといつても過言ではない。マイネッケが歴史研究において「自己の固有の本質と目的をそこなうことなしに、もつと勇敢に哲学と政治にゆあみしてもよい」と大胆に提言したことは、現代においても新たな意味をもつた提言と考えられる。すなわち、政治の研究においてその固有の本質と目的をそこなうことなしに、もつと勇敢に哲学と歴史にゆあみしてもよいということがいえないであろうか。

さて、この邦訳書は次の十二章で構成されている。一括してあげてみるならば、第一章 国民、国民国家および世界市民主義についての一般的考察、第二章 七年戦争以後の国民および国民国家、第三章 十八世紀九十年代のヴィルヘルム・フォン・フンボルト、第四章 ヴァーリスおよび初期ロマン主義の年代におけるフリードリヒ・シュレーゲル、第五章 政治的ロマン主義に移行しつつあるフリードリヒ・シュレーゲル、第六章 一八〇六—一八二三年代におけるフイヒテとドイツ国民国家の理念、第七章 一八〇八—一八一三年代におけるアダム・ミュラー、第八章 一八一二—一八一五年代のシュタイン、グナイゼナウおよびヴィルヘルム・フォン・フンボルト、第九章 玉政復古時代への移行、世論のいちべつ、第十章 ハラーとフリードリヒ・ヴィルヘルム四世のサークル、第十一章 ヘーゲル、第十二章 ランケとビスマルク、である。

さて、マイネッケがこの著作において披瀝した「国民主義」の理念は、結論的に次の諸点に要約できると思われる。第一には、現実の特殊性と政治権力の存在を無視してしまふ理想主義は、それがいかに進歩的であつても、歴史を形成する原動力とはなりえないものであること。第二に、国民国家とは、その国家体制の内部に充実した国民生活を包含する国家のことであつて、その国民国家が対外的に自主性を維持しうるには強力な権力を保持しなければならぬということ。第三に、世界は自主的権力国家の併存を前提としているから、国家相互間の同盟や敵対関係は、その時々々の歴史的事情のもとにおける各国家自身の利害関係に基くものであり、決して永久不変の規範的原理ではありえないということ。第四に、しかしそれにもかかわらず、非道徳的、非精神的な政治は甚だ危険であり、世界主義と国民主義は相互に決して排他的なものではなく、むしろ前者は後者へ架橋しているというべきであるという諸点である。

このマイネッケの指摘は、この著作のあらわれた二十世紀初頭のドイツと世界政治をその現実的背景としているものであるとしても、現代のわれわれが、現在ならびに将来の複雑な国際政治の動向をとらえる上にも多くの示唆を与えているものと思われる。

以上において、矢田教授の新訳を得た機会をとらえ、マイネッケ史学とこの書の持つ意義をわずかに紹介してみた。重ねていうまでもなく、ドイツ政治思想史のいかなる領域においても、それを対象として研究に志すものにとつてこの書は、必ず一度は通過すべき古典的名著である。その意味からも、翻訳の労を厭わず、このたび新

装をほどこされて本書を後学のために、公刊された矢田教授に深い感謝の念を捧げたいと思う。さらに本書の第二部が一日も早く公刊されることを期して待ちたい。

(昭和四十三年七月発行 岩波書店 定価七百円)

(矢田 真徳)

Robert Paul Wolff, Barrington Moore, Jr.
and Herbert Marcuse,

A Critique of Pure Tolerance

Boston, Beacon Press, 1965, viii + 117 pp.

ロバート・ウォルフ、バリーントン・ムーア、
ハーバート・マルクーゼ 著

『純粹寛容批判』

本書の「まえがき」は次のように書きおこされている。

執筆者たちは気軽に、だが鄭重に剽窃した本書の標題にたいして弁明する。この小冊子は、カントに無縁ならざる幾つかの理念を内含している。『純粹理性批判』のなかのひとつの脚註に、われわれを留意せしめているのはただならぬ謙虚な気持からだ。すなわち、「我思う、——というの私の現存在を限定する作用をあらわす」。われわれはこの文章を、ここでカントが先験的主観に適用したように